

# 令和4年 第4回定例会

あ  
ら  
ま  
し

◆第4回（12月）定例会は、12月1日から19日までの19日間にわたり開催され、報告2件、条例の改正や補正予算など17件の議案が市長から、条例の改正について1件の議案が議員から提出されました。議案は、審査の結果、いずれも原案のとおり、可決・承認されました。また、一般質問では11名の議員が登壇し、市の方針等を質しました。

## 第4回定例会 市長あいさつ及び提案理由の説明（一部抜粋）

様々な困難を抱える中であっても、私たち行政は、市民の暮らしを支える基盤として、安全で安心な暮らしのコンサルティングをする存在として、必要な施策に着手していかねばなりません。そのことを念頭に置きながら、今ある危機や困難への対応をチャンスと捉え、この難局を乗り越えることで、さらにその先の未来にある本市の持続的な発展に向け、職員一丸となって各種施策に取り組んでまいりたいと思います。

今後とも機動的で柔軟な住民サービスへの対応と、着実な施策の実践を推進してまいります。



### 第4回定例会の経過

12月1日(木)〔議会運営委員会〕

〔本会議〕開会

※議案の内容は次のページから

会期の決定、諸般の報告、

議案の上程、提案理由の説明

5日(月)〔本会議〕一般質問

6日(火)〔本会議〕一般質問

7日(水)〔本会議〕一般質問

8日(木)〔本会議〕議案質疑、委員会付託

(特別委員会設置、委員の選任)

〔予算特別委員会〕(正副委員長の互選)

9日(金)〔総務委員会〕付託案件の審査

12日(月)〔教育厚生委員会〕付託案件の審査

13日(火)〔経済建設委員会〕付託案件の審査

14日(水)〔予算特別委員会〕付託案件の審査

19日(月)〔議会運営委員会〕

〔本会議〕委員長報告

質疑、討論、採決

追加日程

閉会中の所管事務調査

議員の派遣

閉会

▼定例会の様子はこちら



# 令和4年第4回行方市議会定例会 付託案件の審査

審査の内容を一部抜粋してお伝えします。議決結果は8ページをご参照ください。

## 総務委員会

**Q** 行方市職員の給与に関する条例及び行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

令和4年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員及び一般職の任期付職員の月例給及び特別給の改定を行うもの

**Q** 現在の大学卒業者の初任給の金額は。大学卒業者の初任給が3千円上がるということは、約何%の賃上げになるのか。

**A** 現在、大学卒業者の初任給は1級29号で、金額は18万8700円となります。この金額から約1.6%の引上げとなります。



**Q** **A**

行方市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について

令和4年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うもの

**Q** 改正前の割合で支給された12月期末手当の差額の取り扱いは

**A** まず、現行ごおりの割合で支給し、差額分については、可決後の12月末に支給する予定です。

▼行方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

令和4年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料表の改定を行うもの

**Q** **A**

行方市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行に伴い、職員の定年年齢の引上げに関する規定の整備等について、所要の改正を行うもの

**Q** 定年年齢を引き上げること、新規採用職員の人数制限の有無は。

**A** 定年が延長されても、来年から極端に採用が減るといったことではなく、これまでと変わらず、毎年基準に合わせて新規採用は続けていきます。

▼地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行に伴い、職員の定年年齢の引上げに係る関係条例の整備を行うもの

## 教育厚生委員会

**Q** 行方市いじめ問題再調査委員会条例の一部を改正する条例について

**A** 行方市いじめ問題再調査委員会の組織において委員の上限の定数を増やすとともに、委員会の所管部署を変更するもの

**Q** 所管部署を総務課に変えることで、再調査の客観性が上がるのか

**A** 教育委員会で別に設置する行方市いじめ問題専門委員会の調査結果について再調査を行うものであることから、総務課に所管を変更することで客観性、公平性、中立性が確保できます。

**Q** 行方市特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

**A** 特別職の職員で非常勤のもののうち、行方市学校運営協議会委員の報酬の額を定めるもの

**Q** 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「学校評議員制度」との違いは

**A** 「コミュニティ・スクール」が設置された時点で、学校評議員会から移管される形になります。これまでは、学校の方を評価する形だったものが、今後は、学校を応援し、協力していくという形になります。

**Q** 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の最終的なイメージは

**A** 委員の方たちが中心となり、その学校で、子供たちのためにどんな支援があればもっと教育が広がるかを話し合い、地域と学校をつなげる役がコミュニティ・スクールです。子どもたちの教育や安全に地域の方の力をお借りし、協力的体制を作っていければと考えています。

### ▼工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び行方市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年行方市条例第49号）第2条の規定により、提案するもの

1	契約の目的	行方市文化会館大規模改修工事
2	契約の方法	一般競争入札
3	契約金額	5億6760万円
4	契約の相手方	株木・藤崎特定建設工事共同企業体 代表構成員 茨城県水戸市吉沢町3-11番地1 株木建設株式会社茨城本店 専務執行役員本店長 黒江俊郎 構成員
5	工期	茨城県行方市新宮7-4-5番地 藤崎建設工業株式会社 代表取締役 藤崎政行 議決日の翌日から令和5年12月21日まで

## 経済建設委員会

**Q** 行方市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

**A** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可等に関する事務及び優良宅地造成の認定に関する事務について、令和5年4月1日より茨城県から権限移譲を受けることから、関連する手数料の名称及び額を定めるもの

**Q** 行方市下水道条例及び行方市農業集落排水事業に関する条例の一部を改正する条例について

特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る使用料の改定を行うとともに、検針業務を隔月ごとに実施することとするもの

Q 下水道及び農業集落排水事業の水洗化率は

A 令和4年11月末現在、流域関連公共下水道は75・9%、特定環境保全公共下水道事業は69・1%、農業集落排水は75・2%（玉造北部地区50・7%、榎本地区100%）となっています。

Q メーター検針を隔月で行うことによる費用削減効果は

A 検針員の人件費が、1年間で100万円前後軽減される見通しです。

QA 行方市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

給水料金の算定の基礎となる給水量の測定を、隔月ごとに実施することとするもの

Q 制度改正内容の周知方法は

A 市ホームページや市報への掲載、さらに水道加入者全戸へチラシを配布して周知

QA の徹底を図っていききたいと考えています。

QA 工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び行方市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年行方市条例第49号）第2条の規定により、提案するもの

- 1 契約の目的 行方市環境美化センター基幹的設備改良工事
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 3 契約金額 14億9600万円
- 4 契約の相手方 神奈川県横浜市鶴見区末広町2丁目1番地 JFEエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 大下 元
- 5 工期 議決日の翌日から令和8年3月31日まで

Q 入札の方法は。応募は一社だけか

A 入札の方法は、公募型プロポーザル方式となります。一社のみ応募があり、審査をさせていただきます。

## ～ 議会へ請願・陳情される方へ ～

請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

- ※ 請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。
- ※ 提出年月日、請願（陳情）者の住所、署名又は記名押印してください。
- ※ 請願書は、1人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名又は記名押印が必要です。
- ※ 紹介議員が見つからないときは、陳情書としてください。
- ※ 提出方法については、議会事務局へお問い合わせください。

（表紙例）

〇〇〇に関する  
請願（陳情）書

紹介議員  
署名又は  
記名押印

印

（内容例）

〇〇〇に関する請願  
（陳情）

1. 要旨  
2. 理由

令和 年 月 日  
請願（陳情）者の住所  
署名又は  
記名押印

印  
行方市議会議長 殿

## 追加議案

▼専決処分の報告について

損害賠償の額を定め、和解することについて（1件）

## 議員発議

▼行方市議会委員会条例の一部を改正する条例について

予算及び決算審査を充実させるべく、新たに予算決算常任委員会を設置するため、所要の改正を行うもの

## スマホで読める！議会だより デジタルブック配信しています

- ブラウザでもアプリでも、スマホやタブレットで読めます。
  - 10言語で読めます。
  - 音声読み上げもできます。
  - 文字サイズを調整できます。
- ※ブラウザは音声読み上げに対応しておりません。  
音声読み上げには無料アプリ（カタポケ）のインストールが必要です。

※ デジタルブックの配信は発行日の10日後となります。

無料アプリ『カタポケ』  
このアイコンが目印です。



ON AIR

本会議の様子を「なめがたエリアテレビ」にて、  
生中継しています。

インターネット（パソコン、スマホ）  
では、録画中継をしています。

現在、平成29年第2回定例会から  
令和4年第3回定例会までがご覧にな  
れます。

準備が整い次第、第4回定例会も公  
開いたします。



なめがたネット放送局を検索し、市議会録画中継へ

# 本会議において 賛否が分かれた議案

議案  
第51号

**可決**  
行方市下水道条例及び行方市農業  
集落排水事業に関する条例の一部  
を改正する条例について

反対討論

利用者に対して使用料改定の理解が不十分である。前回の改定時と同様、市報やホームページ、検針時のチラシ配布での周知を図ることで理解を得られたとあるが、10月28日の諮問委員会答申から提案までの1カ月間で十分な周知が図られたのか。そして、一方向の不完全な告知で、果たして有効な理解が得られるのか甚だ疑問である。加えて、この苦難の時期に、負担と分配、全く逆のことが同時に行われている違和感は、容易に受け入れられるものではない。農業集落排水事業について、特に玉造北部の経営健全化には、短期的に収益性に着眼することより、本来の目的に沿った事業を完遂することこそが唯一の道であると考ええる。

※賛成討論はありませんでした。

発議  
第4号

**可決**  
行方市議会委員会条例の一部を改  
正する条例について

反対討論

もう少し内容を精査し、後世に残す条例として立派なものに作ってからの提出で遅くはないと考える。議会運営委員の皆さんが苦勞されてここまで持ってきたと思うが、もっと踏み込んで、ここにいる17名が理解して提出して制定できるよう、もっと頑張っていたいただいても良かったのではないか。

賛成討論

議会運営委員会で十分に協議し、委員会で決まったものであるので賛成。

## 議案賛否一覧表

(賛成=○、反対=×、棄権=△、欠席=-、議長=■)

賛否が分かれた 議案と賛否結果	1 中城かおり	2 伊勢山仙寿	3 高野 市郎	4 阿部孝太郎	5 藤崎仙一郎	6 小野瀬忠利	7 栗原 繁	8 土子 浩正	9 貝塚 俊幸	10 鈴木 裕	11 宮内 守	12 高橋 正信	13 小林 久	14 高木 正	15 大原 功坪	17 高柳孫市郎	18 岡田 晴雄	賛否結果	
議案 第51号	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○	×	■	可決	
発議 第4号	×	○	△	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	■	可決

※賛成者を起立させ、表決を行いました。

※議長は通常、表決に加わりません。

※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です (棄権は退席を含みます)。

# 令和4年第4回行方市議会定例会 提出議案議決結果

## 〈市長提出議案〉

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
報告第14号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)	—	—
議案第45号	行方市職員の給与に関する条例及び行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第46号	行方市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第47号	行方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第48号	行方市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第49号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第50号	行方市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第51号	行方市下水道条例及び行方市農業集落排水事業に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (賛成多数)	経済建設委員会
議案第52号	行方市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第53号	行方市いじめ問題再調査委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案第54号	行方市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案第55号	工事請負契約の締結について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第56号	工事請負契約の締結について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会

## 〈議員提出議案〉

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
発議第4号	行方市議会委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決 (賛成多数)	—

※ 色が付いたものは賛否の分かれた議案です。

## 本会議の内容を知りたい「行方市議会 会議録検索システム」

本会議の内容は、なめがたエリアテレビや、インターネット録画中継でもご覧になれますが、会議の公式記録は会議録となります。会議録は、インターネットにて**全文を確認**できます。

市議会ホームページで「会議録」を選択してください。



## 第4回（12月）定例会で補正された予算（令和4年度）

議案番号	補正額(総額)	主な内容	議決結果
報告第13号 一般会計(第7号)	3億8,069万9千円 増額 (183億7,016万2千円)	○専決処分の承認を求めることについて ・臨時特別給付金事業 / 2億2,382万9千円 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業 / 1億655万7千円 など	原案承認 (全会一致)
議案第57号 一般会計(第8号)	8億51万2千円 増額 (191億7,067万4千円)	・ふるさと応援寄附金募集事業 / 1億5,981万8千円 ・財政調整基金積立金 / 1億7,695万8千円 ・行方市ふるさと応援寄附金基金積立金 / 2億5千万円 ・行方市公共交通システム事業基金積立金 / 4,293万8千円 ・不妊治療費補助金 / 1,304万2千円 ・企業立地促進補助金 / 2千万円 など	原案可決 (全会一致)
議案第58号 国民健康保険特別 会計(第1号)	216万9千円 減額 (47億6,083万1千円)	・職員給与費 / △216万9千円	原案可決 (全会一致)
議案第59号 介護保険特別会計 (第2号)	保険事業勘定 7,586万円 増額 (40億6,957万3千円) 介護サービス事業勘定 232万2千円 増額 (1,272万2千円)	・職員給与費 / △258万3千円 ・国庫支出金等償還金 / 5,965万5千円 ・一般会計繰出金 / 1,878万8千円 ・一般会計繰出金 / 232万2千円	原案可決 (全会一致)
議案第60号 水道事業会計 (第1号)	【収益的収入】 2万円 増額 (9億4,821万4千円) 【収益的支出】 1,634万5千円 増額 (8億3,689万円)	【収益的収入】 ・他会計補助金 / 2万円 【収益的支出】 ・動力費 / 1,844万5千円 ・職員給与費 / △210万円	原案可決 (全会一致)
議案第61号 下水道事業会計 (第1号)	【収益的収入】 22万2千円 減額 (8億2,330万2千円) 【収益的支出】 22万2千円 減額 (8億2,292万6千円) 【資本的収入】 766万4千円 減額 (3億8,082万8千円) 【資本的支出】 766万4千円 減額 (6億2,603万1千円)	【収益的収入】 ・他会計補助金 / △22万2千円 【収益的支出】 ・動力費 / 388万3千円 ・職員給与費 / △410万5千円 【資本的収入】 ・他会計補助金 / △766万4千円 【資本的支出】 ・職員給与費 / △766万4千円	原案可決 (全会一致)

※報告第13号及び議案第57号から議案第61号までは、予算特別委員会に付託されました。